

高額療養費の自己負担限度額が変わり年間の上限額が新設されました

8月から、1カ月に医療機関に支払う自己負担限度額が次のように変更となります。また、年間の上限額が新設され、月ごとの自己負担額が積み上がり、年間の上限額を超えた場合は、超えた分の医療費について還付を受け取ることができるようになりました。

所得区分		外来 (個人単位) 70歳以上のみ	入院+外来 (世帯単位) 【月額上限】	<新設> 入院+外来 (世帯単位) 【年間上限】(※1)
70歳未満 (総所得金額等－ 基礎控除額)	70歳以上			
901万円超	現役並み所得者Ⅲ (690万円以上)	—	270,300円+(医療費－901,000円)×1% (4回目以降(※2)の場合140,100円)	1,680,000円
600万円超 901万円以下	現役並み所得者Ⅱ (380万円以上)	—	179,100円+(医療費－597,000円)×1% (4回目以降(※2)の場合93,000円)	1,110,000円
210万円超 600万円以下	現役並み所得者Ⅰ (145万円以上)	—	85,800円+(医療費－286,000円)×1% (4回目以降(※2)の場合44,400円)	530,000円
210万円以下	一般 (145万円未満等)	月額上限22,000円 (年間上限216,000円)	61,500円 (4回目以降(※2)の場合44,400円)	530,000円 (※3)
住民税 非課税世帯	—	—	36,900円 (4回目以降(※2)の場合24,600円)	290,000円
—	低所得者Ⅱ	月額上限11,000円 (年間上限96,000円)	25,700円 (4回目以降(※2)の場合24,600円)	290,000円
—	低所得者Ⅰ	月額上限8,000円	15,700円	180,000円

- ※1 年間上限は、8月～翌年7月の1年間で計算します。
- ※2 「4回目以降」とは、過去12カ月間に1つの世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合に適用されます。
- ※3 年収約200万円未満であることが確認できた方は年間上限410,000円になります。
- ▶**対象** 国民健康保険に加入している方および後期高齢者医療に加入している方
- ▶**その他**
- ・高額療養費に該当する世帯には、診療月から約3カ月後に通知します。
 - ・窓口での支払いが自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」の交付は、事前に申請する必要があります。また、マイナ保険証(健康保険証として利用登録をしたマイナンバーカード)を利用すれば事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定の事前申請が不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。
- ▶**問い合わせ** 健康課保険年金担当(国民健康保険については内線271～273・291、後期高齢者医療については内線226・227)

ごみ出しのルールを守りましょう

ごみ出しのルールを守ることは、ごみ収集の効率化だけでなく、カラスなどによるごみの散乱防止や悪臭の抑制にもつながります。快適な住環境を守るため、ごみ出しのルールを守りましょう。

使用できるごみ集積所

ごみ集積所は、お住まいの場所によって決められています。集積所が分からない場合は、集積所管理者(衛生協力会など)または環境課へご連絡ください。

ごみ収集日と排出時間

収集日は、地域によって異なります。収集日当日は、午前8時30分までにごみを出してください。

ごみの分別

分別されていないごみは、収集することができません。ごみ出しのルールを徹底するようにしましょう。詳しくは、「ごみ分別マニュアル」や市ホームページでご確認ください。



市ホームページ

主な家庭ごみの出し方



▶**問い合わせ** 環境課廃棄物担当 ☎556—9530

防犯対策用品購入費補助金を交付します

市内では、令和8年4月末に住宅への侵入窃盗事件が連続して発生しました。こうした被害を未然に防ぐため、防犯対策用品を購入し自宅に設置する世帯に対し、補助金を交付します。

- ▶**対象者** 次の全ての要件を満たす方
- ・市内で、自ら居住し、かつ所有する住宅に新たに防犯対策用品を購入し設置する方
 - ・申請者および世帯員に市税の滞納がない方
 - ・申請者および世帯員が暴力団員でない方
- ▶**補助金の交付対象となる防犯対策用品**
防犯フィルム、人感センサーライト、モニター付きインターホン、補助錠(屋内にある鍵の開錠を防ぐ用品を含む)、センサーアラーム、防犯砂利、面格子、ダミーカメラ
※令和8年7月15日以降に購入したものが対象
- ▶**補助金額** 補助対象経費の2分の1(上限10,000円)
- ▶**申請方法** 地域活動推進課で配布している申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、直接同課へ提出してください。
- ▶**問い合わせ** 地域活動推進課くらし安心担当(内線211)



市ホームページ

行田市県産木材活用促進支援事業補助金を交付します

市内において、埼玉県産木材を使用して住宅などの建築・リフォームをされる方や、木塀などを設置される方に補助金を交付します。

- ▶**対象者** 次の全ての要件を満たす方
- ・市内在住または市内に事業所を有する方
 - ・建築工事などを行う住宅などを所有している方
 - ・市税などを滞納していない方
- ▶**補助対象工事**
- ・住宅部分およびその住宅に付帯する施設、店舗、倉庫などに係る新築、増築、改修工事または木塀(ウッドデッキを含む)の設置工事
 - ・令和8年4月1日以降に着工し、令和9年3月31日までに完了する工事
- ▶**補助金額** 使用した埼玉県産木材の購入額(消費税および地方消費税を除く)の2分の1(1,000円未満切り捨て。上限額20万円)※埼玉県産木材が行田木材組合加入業者から納入される場合は上限30万円
- ▶**申請方法** 農政課で配布している申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、令和9年3月31日(水)までに同課に提出してください。
- ▶**その他**
- ・工事が完了し、支払い後に申請してください。
 - ・市が実施する住宅改修資金補助制度と併用することができます。
- ▶**問い合わせ** 農政課農業振興担当 ☎580—3013



市ホームページ

通学区域を一部変更します(忍中学校区、西中学校区)

学校再編計画では、Bブロック新校の通学区域を忍・行田・埼玉・太田中学校区で構成しており、忍中学校区内で西小学校の通学区域に居住している児童生徒も、令和12年度のBブロック新校開校時には、新校の設置予定である教育文化センター「みらい」南側まで通学することになります。そのため、同通学区域の子どもたちの通学に係る負担軽減および今後進める小中一貫教育の観点から、令和9年4月1日付で次の表のとおり通学区域を変更します。

また、当該区域に居住する児童のうち、従前の指定校である忍中学校へ入学を希望する方は、経過的な措置として、令和11年度までに限り、指定校変更の手続きにより忍中学校への入学についても認めます。

なお、当該区域のご家庭のうち、令和9年度の中学校入学予定者に対して、今後進学希望先をお聞きする調査を実施する予定です。

【忍中学校区から新たに西中学校区へ変更となる地域】

西中学校区
持田1丁目、持田2丁目(3番、6～10番、13番～17番)、城西4丁目、城西5丁目、大字持田の一部(忍中学校の通学区域※を除く区域)
※大字持田(555番地～558番地、629番地～655番地、699番地～730番地、767番地～788番地、812番地、813番地、974番地～1358番地、3717番地～3923番地、6508の3番地～6526番地)

▶**問い合わせ** 教育総務課学籍・学校再編担当 ☎556—8311

児童扶養手当、特別児童扶養手当およびひとり親家庭等児童養育手当の現況届・所得状況届の提出をお願いします

児童扶養手当、特別児童扶養手当およびひとり親家庭等児童養育手当を受給されている方は、現況届または所得状況届を提出する必要があります。該当する方には7月下旬に案内を送付しましたので、期間内に必ず提出してください。

- ▶**受付期間**
- 【児童扶養手当】8月2日(日)～31日(月)
- 【特別児童扶養手当】8月12日(水)～9月11日(金)
- 【ひとり親家庭等児童養育手当】8月2日(日)～31日(月)
- ▶**受付時間** 月～金曜日:午前9時～午後5時(祝日を除く)、日曜日:午前9時～正午
- ▶**場所** 子ども未来課
- ▶**問い合わせ** 子ども未来課手当・給付担当(内線292・297)